

独立行政法人日本芸術文化振興会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和 8 年 2 月 1 6 日
独立行政法人日本芸術文化振興会

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 1 8 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に準じ、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、振興会が行う全ての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、振興会の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、振興会の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とする。

3. 電動車の導入

振興会の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた振興会のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。ただし、演出効果上、LED化が困難な舞台照明及び再整備予定建築物の照明を除く。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030年度までに振興会で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、振興会が調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とすることを目指す。

V. 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

振興会が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

振興会が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

ア 振興会が新築する劇場等の建築物における整備

振興会が新築する劇場等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置するよう努める。

イ 振興会が保有する既存の劇場等の建築物及び土地における整備

振興会が保有する既存の劇場等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置するよう努める。

ウ 整備計画の策定

今後の劇場等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、保有する建築物等への導入の可否を調査する。また、可能な場合には具体的な導入目標等について、社会実装の状況(生産体制、施工方法の確立等)を踏まえながら検討していく。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とする。
- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、建築物省エネ法に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ④ 高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。
- ⑥ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、劇場内等における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
- ⑦ 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進めていく必要がある。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、劇場等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の可否を調査し、可能な場合はこれらの取組を進める。
- ⑧ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑨ 劇場等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を図る。さらに、施設・機器等の更新時期を踏まえ高効率

な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。
その際、E S C Oの活用を検討する。

- ⑩ エネルギー管理の徹底を図るため、ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、劇場等のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体(廃棄段階を含む。)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - i) 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
 - ii) 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
 - iii) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
 - iv) H F Cを使用しない断熱材の利用を促進する。
 - v) 業務用エアコンの冷媒に用いられているH F Cについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F Cを適切に回収する。
 - vi) 建設廃棄物の抑制を図る。
 - vii) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- ② 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。
- ③ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

(1) 電動車の導入

振興会の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた振興会全体のLED照明(演出効果上、LED化が困難な舞台照

明及び再整備予定建築物の照明を除く。)の導入割合を2030年度までに100%とすることを旨とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

- ① 2030年度までに振興会が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とする。
- ② 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、振興会が調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とすることを旨とし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に努める。

(4) 省エネルギー型OA機器等の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来訪者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ(使い捨て)製品の調達を抑制し、リユース可能な製品及びリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については再生紙や、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 自動販売機の省エネルギー化を行い、HFCを使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。
- ② 劇場内等の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- ① 業務用ヒートポンプ給湯器、劇場内等の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品の導入を検討する。
- ② 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、劇場内等のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- ③ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t(CO₂換算)を超えてしまった場合には事業所管大臣(当該機関の属する府省の長たる大臣)に報告をする。
- ④ 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム(RAMS)を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- ⑤ 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- ⑥ 劇場等において、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の適用対象となることを踏まえて、同法にのりつた適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写しの交付を受ける。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の 3 R + Renewable

- ① 劇場等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和5年環境省告示第49号)等に則り3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)) + Renewable(再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー(循環経済)を総合的に推進する。
- ② 劇場等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日)に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、率先して排出の抑制及びリサイクルを実施する。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退勤の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等への職員の参加を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況について、省エネルギー推進委員会において点検を行い、必要に応じて本計画の見直しを行う。

VII. 温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず2030年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。

【独立行政法人日本芸術文化振興会全体】

独立行政法人日本芸術文化振興会温室効果ガス削減計画

	単位	2013年度	2024年度	2030年度目標	13年度比
		公用車燃料	kg-CO2	7,551	2,497
施設の電気使用	kg-CO2	9,199,861	5,896,067	3,870,762	-58%
(電気使用量)	kWh	17,552,954	12,853,860	11,263,423	-38%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.524	0.459	0.344	-0.180
施設の燃料使用	kg-CO2	2,983,299	2,859,035	2,221,950	-26%
その他	kg-CO2	0	0	0	—
合計	kg-CO2	12,190,711	8,757,599	6,095,355	-50%

※ 電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

独立行政法人日本芸術文化振興会温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2024年度	2030年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(件数ベース)	%
公用車に占める電動車の割合	%	50	100
LED照明の導入割合	%	24	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0	60